

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン セイマリアガクイン 学校法人 聖マリア学院								
フリガナ大学の名称	セイマリアガクインダイガク 聖マリア学院大学								
大学本部の位置	福岡県久留米市津福本町422								
大学の目的	「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	今後の人口推移等や近年の入試状況など総合的に判断し、かつ本学のアドミッションポリシーに合致した学生獲得に資する入試選考とするため、現状に即した適正規模の定員への転換を図るもの								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	看護学部看護学科	4	100 (110)	—	400 (440)	学士 (看護学)	保健衛生学関係 (看護学関係)	令和8年4月第1年次	福岡県久留米市津福本町422
計		—	—	—	—				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の員 (助手を除く)		
	教授	准教授	講師	助教	計				
新	看護学部看護学科	12人 (12人)	7人 (7人)	8人 (8人)	2人 (2人)	29人 (29人)	5人 (5人)	77人 (77人)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	12人 (12人)	7人 (7人)	8人 (8人)	2人 (2人)	29人 (29人)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)			
	小計(a~b)	12人 (12人)	7人 (7人)	8人 (8人)	2人 (2人)	29人 (29人)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)			
	計(a~d)	12人 (12人)	7人 (7人)	8人 (8人)	2人 (2人)	29人 (29人)			
設	該当なし	—	—	—	—	—	—	—	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	—	—	—	—	—			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	—	—	—	—	—			
	小計(a~b)	—	—	—	—	—			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	—	—	—	—	—			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	—	—	—	—	—			
	計(a~d)	—	—	—	—	—			
分	計	12人 (12人)	7人 (7人)	8人 (8人)	2人 (2人)	29人 (29人)	5人 (5人)	— (—)	

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人

既	該当なし						(-)	(-)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	小計(a~b)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
計(a~d)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
設	該当なし						(-)	(-)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	小計(a~b)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
計(a~d)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
分	計						(-)	(-)	
	計						(-)	(-)	
合計		12人 (12人)	7人 (7人)	8人 (8人)	2人 (2人)	29人 (29人)	5人 (5人)	(-)	
職種		専属			その他		計		
事務職員		15人 (15人)			0人 (0人)		15人 (15人)		
技術職員		0人 (0人)			0人 (0人)		0人 (0人)		
図書館職員		2人 (2人)			0人 (0人)		2人 (2人)		
その他の職員		0人 (0人)			0人 (0人)		0人 (0人)		
指導補助者		0人 (0人)			0人 (0人)		0人 (0人)		
計		17人 (17人)			0人 (0人)		17人 (17人)		
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		借用面積 3,104.30㎡ 平成17年4月1日 ~ 平成17年3月31日	
	校舎敷地	17,345 ㎡	— ㎡	— ㎡		17,345 ㎡			
	その他	397 ㎡	— ㎡	— ㎡		397 ㎡			
	合計	17,742 ㎡	— ㎡	— ㎡		17,742 ㎡			
校舎	専用	12,404	— ㎡	— ㎡		12,404		借用面積 2,804.92㎡ 平成17年4月1日 ~ 平成17年3月31日	
	(12,404 ㎡)	( — ㎡)	( — ㎡)		(12,404 ㎡)				
教室・教員研究室		教室	室	教員研究室		室			
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具	標本		
		冊	冊	種	種	点	点		
	計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
		㎡		㎡		㎡			

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書購入費には電子ジャーナル、データベースを含む	
		教員1人当り研究費等	/		195千円	195千円	195千円	195千円	－千円		－千円
		共同研究費等	/		0千円	0千円	0千円	0千円	－千円		－千円
		図書購入費			10,740千円	10,740千円	10,740千円	10,740千円	－千円		－千円
		設備購入費			3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円		－千円
学生1人当り納付金				第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
				1,780千円	1,520千円	1,520千円	1,520千円	－千円	－千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 他									
大学等の名称		聖マリア学院大学									
既設大学等の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	看護学部看護学科	4年	110人	年次一人	440人	看護学士号	0.77倍	H18	福岡県久留米市津福本町422番地		
	看護学研究科	2年	12人	—	24人	看護学修士号	0.17倍	H22			
附属施設の概要		該当なし									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

## 学校法人聖マリア学院 定員変更届出に係る組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>聖マリア学院大学</b>				<b>聖マリア学院大学</b>				
看護学部				<u>看護学部</u>				
看護学科				<u>看護学科</u>				
	110	—	440	<u>100</u>	—	<u>400</u>	定員変更 (△10)	
合計				110	—	440		
合計				100	—	400		
<b>聖マリア学院大学大学院</b>				<b>聖マリア学院大学大学院</b>				
看護学専攻				看護学専攻				
看護学研究科				看護学研究科				
	12	—	24	12	—	24		
合計				12	—	24		
合計				12	—	24		

※大学専攻科（専攻科助産学専攻 10名/1年を除く）

# 図 面

(校地校舎等図面)

都道府県内における位置関係の図面



最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

## MAP



○六ツ門交差点より南（大牟田方面）へ車で3分、徒歩15分（1.3km）

○西鉄久留米駅より

・タクシー 5分

・西鉄バス50番系統 →（7分）→「聖マリア病院前」下車→徒歩3分（300m）

○西鉄聖マリア病院前駅より徒歩7分（550m）

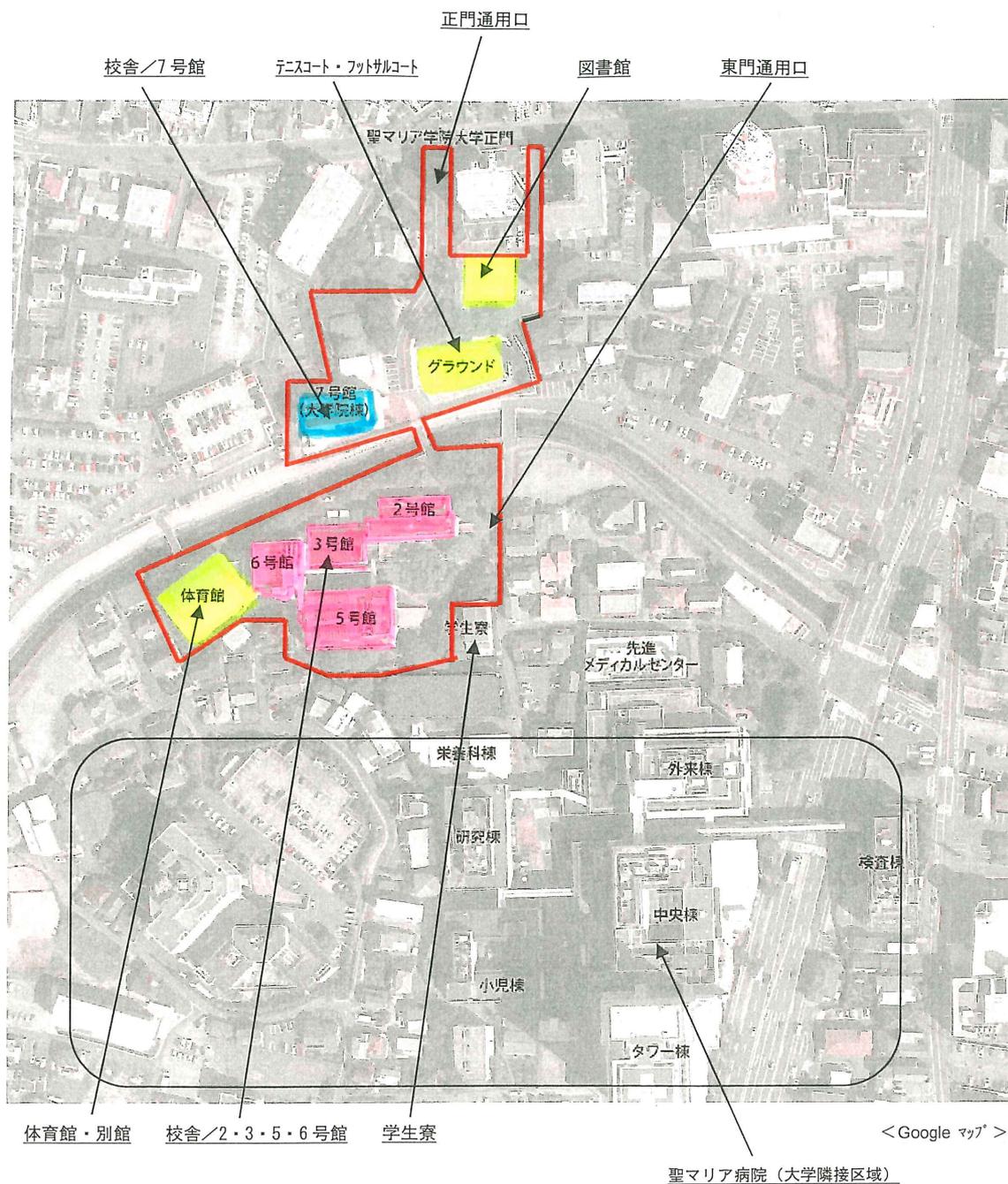
○西鉄花畑駅より徒歩10分（830m）

○JR久留米駅より（新幹線／在来線）

・タクシー 10分

・西鉄バス50番系統 →（15分）→「聖マリア病院前」下車→徒歩3分（300m）

聖マリア学院大学 校舎・運動場等の配置図 〈詳細〉



- : 大学校地      校地面積 : 17,345m<sup>2</sup> 、校舎面積 12,404m<sup>2</sup>
- : 主に看護学部が利用する施設     主に大学院が利用利用する施設
- : 看護学部、大学院共用する施設

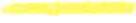
# 聖マリア学院大学

## 校舎・運動場等の配置図

<詳細>

大学：  (主に大学が使用する施設)

大学院：  (主に大学院が使用する施設)

共用： 



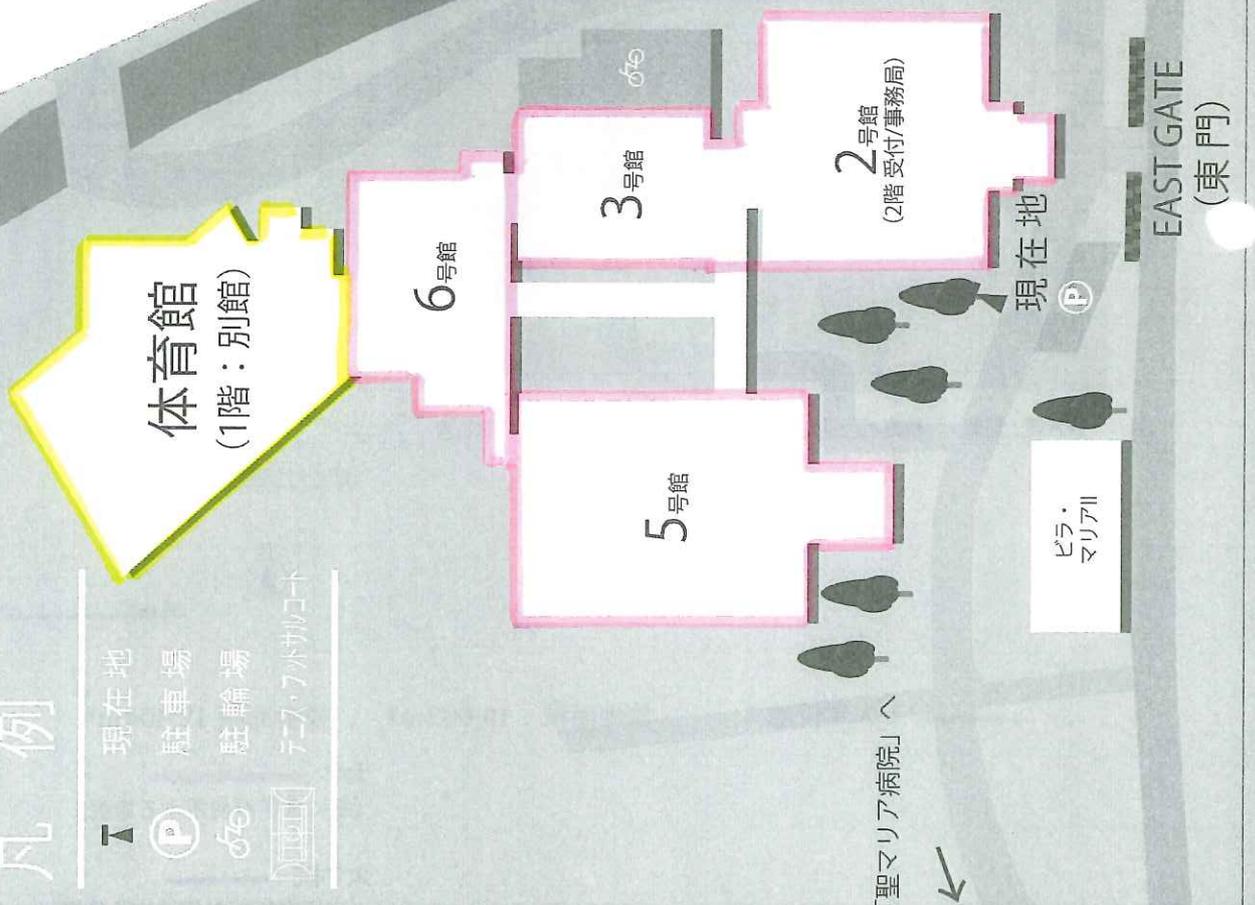
### 凡例

 現在地

 駐車場

 駐輪場

 テニス・フットサルコート



# 聖マリア学院大学 学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに改善に向けて努力する。

2 点検及び評価を行うに必要な事項については、別に定める。

## 第 2 章 学部、学科、収容定員、修業年限及び在学年限

(学部、学科及び収容定員)

第 3 条 本学の設置する学部・学科及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	100 人	400 人

(専攻科)

第 3 条の 2 本学に専攻科を設け、助産学専攻を置く。

2 助産学専攻について必要な事項は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学の修業年限は 4 年とする。

2 在学年限は 8 年を越えることはできない。ただし、転入学または再入学により入学した学生は、入学後の修業年数の 2 倍に相当する年限を越えて在学することができない。

## 第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 6 条 学年は、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日 から 9 月 30 日 まで

後学期 10 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 まで

2 学長は、教育上の必要に応じ前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

創立記念日 12 月 8 日

春季休業 4 月 1 日 から 4 月 10 日 まで

夏季休業 8 月 1 日 から 9 月 15 日 まで

冬季休業 12 月 26 日 から翌年 1 月 10 日 まで

2 学長は、必要に応じ前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることが

できる。

#### **第 4 章 入学、再入学、転入学**

(入学の時期)

第 8 条 入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 9 条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学の出願)

第 10 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書等、別に定める書類に別表第 3 に定める入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(選考)

第 11 条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約・保証書その他本学所定の書類を提出すると共に、別表第 3 に定める入学金、授業料その他の費用を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 13 条 保証人は、父母またはこれに代わる成年の親族・縁故者とし、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

- 2 保証人に異動があったときは、直ちに学長に届け出なければならない。

(再入学、転入学)

第 14 条 本学に、再入学または転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を徴して学長が決定する。
- 3 再入学または転入学の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第 15 条 削除

#### **第 5 章 退学、転学、休学、復学及び除籍**

(退学)

第 16 条 退学しようとするときは、その理由を記載した退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学等)

第 17 条 学生が他の大学に転学しまたは受験しようとするときは、退学願を提出しなければならない。

(休学)

第 18 条 学生が、疾病その他やむを得ない理由で、引き続き 3 ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。但し疾病により休学を願う場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休

学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 19 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。但し、特別の理由があるときは、1 年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 4 条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第 20 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 21 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の意見を徴して学長が除籍する。

(1) 授業料その他の費用の納付を怠り、督促を受けても所定の期限までに納付しない者

(2) 第 4 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 19 条に規定する休学の期間を超えて、なお修学できない者

(4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

## 第 6 章 教育課程、履修方法等

(1 年間の授業期間)

第 22 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第 23 条 本学において開設する授業科目の種類及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(授業の方法)

第 23 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 授業科目の履修方法に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 24 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によって計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 26 条 試験等の評価は、優・良・可・不可をもって表し、優・良・可を合格とする。

2 試験に関する事項は、別に定める。

(追試験)

第27条 病気その他やむを得ない理由で試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

(再試験)

第28条 卒業までに所定の単位を修得できない見込みの者に対しては、再試験を行うことがある。

第29条 削除

(他の大学等における既修得単位の認定)

第30条 教育上有益と認められるときは、転入学の場合を除き、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した科目について本学において修得したものとみなし、60単位を超えない範囲で認定することができる。

- 2 教育上有益と認められるときは、他の大学等との協定に基づき、学生に当該大学等の科目を履修させることができ、修得した単位は前項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

## 第7章 卒業及び学位

(卒業)

第31条 本学に4年(転入学の規程により入学したものについてはその在学すべき年数)以上在学し、別表第2に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を徴して学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第32条 卒業した者に対し、次の学士の学位を授与する。

看護学部 看護学科 学士(看護学)

## 第8章 検定料・入学金・授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第33条 本学の検定料、入学金、授業料その他の費用は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の経費を徴収することがある。

(授業料等の納入)

第34条 授業料及びその他の費用は、次の2期に分けて納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められる者は、月割分納または延納等を認めることがある。

前期分 4月中

後期分 10月中

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第35条 学期の途中で退学しまたは、第21条(1)を除く各号により除籍された者の当該期の授業料及びその他の費用は徴収する。

- 2 停学中の者の授業料及びその他の費用は、徴収する。

(休学した場合の授業料等)

第36条 休学した場合の授業料及び実験実習費は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの分を免除する。

(既納の授業料等)

第37条 納付した検定料、入学金、授業料その他の費用は原則として返付しない。

## 第9章 職員組織

(職員組織)

第38条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置か

ないことができる。

- 2 本学に、前項のほか、講師その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- 4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 6 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 7 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 9 事務職員は、庶務会計等の事務に従事する。
- 10 その他の職員は、上司の命を受け、与えられた職務に従事する。

(学部長)

第 38 条の 2 本学の学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

- 2 学部長の選考については、別に定める。

## 第 10 章 教 授 会

(教授会)

第 39 条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず教授会が必要と認めるときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。
- 4 教授会に、教育課程及び学生の福利厚生、その他教育・研究に関する専門的事項を審議するため、各種委員会を置く事ができる。
- 5 各種委員会の運営に関する必要な事項は別に定める。

(教授会の招集)

第 40 条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。但し、学部長に事故があるときは、予め学長が氏名した教授が、その職務を代行する。

(教授会の審議事項)

第 41 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる事ができる。

(教授会の議事)

第 42 条 教授会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、別段の定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教授会の運営)

第 43 条 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

## 第11章 研究生、単位互換履修生及び科目等履修生

(研究生・単位互換履修生)

第44条 特定な事項について本学で研究することを願ひ出る者があるとき、または、単位互換協定に基づき本学での科目履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り研究生もしくは単位互換履修生として受け入れることができる。

2 研究生、単位互換履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があつた者、または品行方正かつ、学業成績が優秀で他の学生の模範になると認められる者は、教授会の意見を徴して学長が表彰する。

(懲戒)

第47条 学生が本学の規則に違反し、またはその本分に反する行為をしたときは、教授会並びに教授会に置く各種委員会において調査・審議した結果を踏まえて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 教授会に置く各種委員会 前項の退学は、次の各号の1に該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなく出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第13章 図書館

(図書館)

第48条 本学に図書館を置く。

2 図書館の管理、運営、その他必要な事項は、別に定める。

## 第14章 研究所等

(研究所等)

第49条 本学に次の研究所等を置く。

キリスト教文化研究所

ロイアカデミア看護学研究センター

2 研究所等の管理、運営、その他必要な事項は別に定める。

## 第15章 厚生施設

(学生寮)

第50条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(保健室)

第51条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関する事項は、別に定める。

## 第16章 連絡協議会

(連絡協議会)

第52条 本学に、主たる実習施設との連絡を密にし、学校の円滑な運営を図るため、連絡協議会を置く。

2 連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第17章 公開講座、講習会

(公開講座等)

第53条 地域文化の向上発展に資するため、公開講座、講習会等を開催することがある。

2 前項の公開講座、講習会等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第18章 補則

第54条 この学則に関し、必要な事項は、別に定める。

付則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。但し、別表第1（授業科目開設表）及び別表第2（卒業要件）に関し、平成21年度以前に入学したもののについては、なお従前の例による。

付則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。但し、別表第1（授業科目開設表）及び別表第2（卒業要件）に関し、平成23年度以前に入学したもののについては、なお従前の例による。

付則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

付則 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

付則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

付則 この改正は、令和7年5月23日から施行する。

付則 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

## 看護学科 授業科目開設表

区 分	授業科目	単位数			
		必	選	自	
生命・健康基盤分野	人間の尊厳の尊重	カトリックの愛の精神 I	1		
		カトリックの愛の精神 II	1		
		キリスト教概論 I	1		
		キリスト教概論 II	1		
		哲学的人間論	1		
		生命倫理 I	1		
		生命倫理 II	1		
		サービスラーニング		1	
		コミュニティ演習	1		
		芸術		1	
		心理学	1		
		人間関係論		1	
		社会学	1		
		教育原論		1	
		多様性の尊重	1		
		コミュニティ・エンパワメント演習		1	
		人間と法（日本国憲法）		2	
	ケアリング / 科学的思考と問題解決能力	生物学		1	
		生命化学		1	
		人体の構造と機能入門	1		
		人体の構造と機能 I	2		
		人体の構造と機能 II	2		
		感染・生体防御論 I	1		
		感染・生体防御論 II	1		
		栄養代謝学	1		
		臨床栄養学	1		
		公衆衛生学	1		
病理学		1			
健康障害論 I		1			
健康障害論 II		1			
健康障害論 III		1			
健康障害論 IV		1			
生活習慣と生体機能障害		1			
プライマリ・ケアにおける多職種協働		1			
薬理学		2			
人間工学			1		
コンピュータテラシー			1		
データヘルスサイエンス入門	1				
データテラシー基礎	1				
データテラシー演習		1			
データ分析応用基礎		1			
疫学 I	1				
疫学 II		1			
保健統計学		1			
体育理論		1			
体育実技			1		

区 分	授業科目	単位数			
		必	選	自	
基盤臨床・適応看護システム分野	ケアリング / 科学的思考と問題解決能力	看護の基礎	1		
		看護理論学	1		
		ロイ適応看護モデル入門	1		
		臨床基礎技術論 I	1		
		スキルラボ基礎 レベル 1	1		
		臨床基礎技術論 II	1		
		スキルラボ基礎 レベル 2	1		
		看護診断学	2		
		スキルラボ臨床 レベル 1	1		
		成人・老年看護学概論	2		
		成人・老年看護学ケア論 I	1		
		成人・老年看護学ケア論 II	1		
		成人・老年看護学ケア論 III	1		
		成人・老年看護学ケア論 IV	2		
		スキルラボ臨床 レベル 2	1		
		スキルラボ臨床 レベル 3	2		
		適応促進基礎実習 I	1		
	適応促進基礎実習 II	2			
	適応促進急性期実習	3			
	適応促進慢性期実習	5			
	母性看護学概論	1			
	母性看護学ケア論 I	1			
	母性看護学ケア論 II	2			
	適応促進母性実習	2			
	小児看護学概論	1			
	小児看護学ケア論 I	1			
	小児看護学ケア論 II	2			
適応促進小児実習	2				
がん看護学		1			
リハビリテーション看護学	1				
エンドオブライフケア	1				
ケアリングサイエンス	1				
専門職者としての研鑽	専門職入門 I	1			
	専門職入門 II		1		
	看護研究 I	1			
	看護研究 II	2			
	看護管理学	1			
	リーダーシップとデリゲーション	1			
	適応促進統合実習	4			

区 分	授業科目	単位数			
		必	選	自	
グローバル・コミュニティ適応看護システム分野	地域の 人々と 連帯・ 協働し た看護 の実践	災害看護論	1		
		精神看護学概論	1		
		精神看護学ケア論 I	1		
		精神看護学ケア論 II	2		
		適応促進精神実習	2		
		地域・在宅看護学概論	2		
		地域・在宅看護学ケア論	2		
		地域・在宅スキルラボ	2		
		適応促進地域・在宅実習	2		
		公衆衛生看護学概論	2		
		公衆衛生看護管理論 I	1		
		公衆衛生看護管理論 II			2
		健康危機管理論			1
		個人・家族援助論 I		1	
		個人・家族援助論 II			2
		集団・組織援助論 I		1	
		集団・組織援助論 II			2
		産業保健			1
		学校保健			1
		公衆衛生看護活動展開論			2
	公衆衛生看護学実習			5	
	保健医療福祉と看護	2			
	保健医療福祉行政論			1	
	多様な 文化や 価値観 の尊重	地球環境と共生社会	1		
		日本語表現論		1	
		英語 I	2		
		英語 II	2		
		フランス語		1	
		スペイン語		1	
韓国語			1		
中国語			1		
国際保健論		1			
国際看護論 I		1			
国際看護論 II				1	
フィールドスタディ I				2	
フィールドスタディ II				2	
English Communication				1	
English Practice Abroad			3		
Intercultural Awareness			1		
Practical English skills			1		

## 卒業要件（単位数）

授業科目の区分	必要修得単位数		備 考
	必修科目	選択科目	
生命・健康基盤分野	33 単 位	10 単位以上	
基盤臨床・適応看護システム分野	56 単 位		
グローバル・コミュニティ適応看護システム分野	27 単 位		
必要修得単位数合計	116 単 位	10 単位以上	合計 126 単位以上

## 【保健師コース履修希望者】

保健師コース履修希望者は、次の選択科目及び自由科目を履修すること。

コース開設授業科目	選択科目	自由科目	備 考
疫学Ⅱ	1 単 位		
保健統計学	1 単 位		
公衆衛生看護管理論Ⅱ		2 単 位	
健康危機管理論		1 単 位	
個人・家族援助論Ⅰ	1 単 位		
個人・家族援助論Ⅱ		2 単 位	
集団・組織援助論Ⅰ	1 単 位		
集団・組織援助論Ⅱ		2 単 位	
産業保健		1 単 位	
学校保健		1 単 位	
公衆衛生看護活動展開論		2 単 位	
公衆衛生看護学実習		5 単 位	
保健医療福祉行政論		1 単 位	
必要修得単位数合計	4 単 位	17 単 位	21単位全てを履修すること

## 【国際看護コース履修希望者】

国際看護コース履修希望者は、次の自由科目を履修すること。

コース開設授業科目	選択科目	自由科目	備 考
国際看護論Ⅱ		1 単 位	
フィールドスタディⅠ		2 単 位	
フィールドスタディⅡ		2 単 位	
必要修得単位数合計		3 単位以上	国際看護論Ⅱ(1単位)を必ず履修し、フィールドスタディⅠ(2単位)又はフィールドスタディⅡ(2単位)より1科目以上を選択すること。

## 【グローバル・スタディーズコース履修希望者】

グローバル・スタディーズコース履修希望者は、次の自由科目を履修すること。

コース開設授業科目	選択科目	自由科目	備 考
English Communication		1 単 位	
English Practice Abroad		3 単 位	
Intercultural Awareness		1 単 位	
Practical English skills		1 単 位	
必要修得単位数合計		5 単位以上	English Communication（1単位） Intercultural Awareness（1単位） English Practice Abroad（3単位）は必ず履修すること。

## 別表第3

## 検定料、入学金、授業料その他の費用

区 分	看 護 学 部 看 護 学 科	
検 定 料	以下の入学試験方法以外	30,000円
	大学入学共通テスト利用	15,000円
	学校推薦（系属校）	0円
	学校推薦（指定校）「キリスト教学校」	0円
	学校推薦（指定校）「離島」	0円
入 学 金	260,000円	
授 業 料（年額）		980,000円
	保健師コース履修料3・4年次	各40,000円
教育充実費（年額）	240,000円	
施設設備費（年額）	300,000円	

註1：以上の他必要に応じ、その他の経費を徴収することがある。

註2：この表に関わらず、令和7年度までに入学した者については従前のおりとする。

## 変更事項を記載した書類

### 変更の事由

本学は、平成 18 年度に大学開設（短期大学からの移行）以来、安定的な受験者数及び入学者数を維持してきたが、少子化の影響及び県内看護大学の増加等に伴い、受験者数は減少傾向にある。

これらの状況や今後の人口推移等を総合的に判断し、かつ、本学のアドミッションポリシーに合致した学生確保に資する入試選考とするため、現状に即した適正規模の定員設定への転換を図るものである。

### 変更点

学則第 3 条に規定する入学定員及び収容定員を以下のとおり変更

■入学定員 [変更後] 100人 ← [変更前] 110人

■収容定員 [変更後] 400人 ← [変更前] 440人

## 新旧対照表

令和 7 年 5 月 23 日理事会において、令和 8 年 4 月 1 日付改正分及び令和 7 年 5 月 23 日付改正分が承認されております。

令和 8 年 4 月 1 日付改正

- ①定員変更（第 3 条） ②学納金改定（入学金・授業料）（別表第 3）、  
③学納金の区分名称の変更（別表第 3）、④教授会組織表記関係（第 39 条）

令和 7 年 5 月 23 日付改正

- ⑤入試区分の新設に伴う検定料の改定（別表第 3）

※⑤については、令和 7 年度内の改正日となるため、別途届出済になりますので、今回の新旧対照表は上記①～④の新旧対照表になります。

**※今回の定員変更に伴う届出に該当する新旧対照は、第 3 条のみとなります（別表変更なし）**

### 【学則本文】

新	旧																
<p>（学部、学科及び収容定員）</p> <p>第 3 条 本学の設置する学部・学科及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部</th> <th style="text-align: center;">学科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">看護学部</td> <td style="text-align: center;">看護学科</td> <td style="text-align: center;"><u>100 人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400 人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（検定料等の金額）</p> <p>第 33 条 本学の検定料、入学金、授業料その他の費用は、別表第 3 のとおりとする。 （※本文に変更なし、別表第 3 は次頁参照）</p> <p>（教授会）</p> <p>第 39 条 本学に、教授会を置く。 2 教授会は、学長及び<u>教授</u>をもって組織する。</p> <p>付則 この改正は、<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p>	学部	学科	入学定員	収容定員	看護学部	看護学科	<u>100 人</u>	<u>400 人</u>	<p>（学部、学科及び収容定員）</p> <p>第 3 条 本学の設置する学部・学科及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部</th> <th style="text-align: center;">学科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">看護学部</td> <td style="text-align: center;">看護学科</td> <td style="text-align: center;"><u>110 人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>440 人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（検定料等の金額）</p> <p>第 33 条 本学の検定料、入学金、授業料その他の費用は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>（教授会）</p> <p>第 39 条 本学に、教授会を置く。 2 教授会は、学長及び<u>専任の教授</u>をもって組織する。</p>	学部	学科	入学定員	収容定員	看護学部	看護学科	<u>110 人</u>	<u>440 人</u>
学部	学科	入学定員	収容定員														
看護学部	看護学科	<u>100 人</u>	<u>400 人</u>														
学部	学科	入学定員	収容定員														
看護学部	看護学科	<u>110 人</u>	<u>440 人</u>														

【新】

別表第3

## 検定料、入学金、授業料その他の費用

区分	看護学部 看護学科	
検定料	以下の入学試験方法以外	30,000円
	大学入学共通テスト利用	15,000円
	学校推薦(系属校)	0円
	学校推薦(指定校)「キリスト教学校」	0円
	学校推薦(指定校)「離島」	0円
入学金		260,000円
授業料(年額)		980,000円
	保健師コース履修料3・4年次	各40,000円
教育充実費(年額)		240,000円
施設設備費(年額)		300,000円

註1：以上の他必要に応じ、その他の経費を徴収することがある。

註2：この表に関わらず、令和7年度までに入学した者については従前のおりとする。

【旧】

別表第3

## 検定料、入学金、授業料その他の費用

区分	看護学部 看護学科	
検定料	以下の入学試験方法以外	30,000円
	大学入学共通テスト利用	15,000円
	学校推薦(系属校)	0円
	学校推薦(指定校)「キリスト教学校」	0円
	学校推薦(指定校)「離島」	0円
入学金		300,000円
授業料(年額)		1,100,000円
	保健師コース履修料3・4年次	各40,000円
実験実習費(年額)		240,000円
施設設備費(年額)		300,000円

註1：以上の他必要に応じ、その他の経費を徴収することがある。

註2：この表に関わらず、令和5年度までに入学した者については従前のおりとする。

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### ア 学則変更(収容定員変更)の内容

看護学部看護学科の定員を以下のとおり変更する。

■入学定員 [変更後] 100人 ← [変更前] 110人

■収容定員 [変更後] 400人 ← [変更前] 440人

### イ 学則変更(収容定員変更)の必要性

本学は、昭和 48 年、前身である聖マリア高等看護学院において看護教育を開始して以来、カトリックの愛の精神を理念に掲げながら、聖マリア看護専門学校、聖マリア学院短期大学、そして現在の聖マリア学院大学へと受け継がれ、長きに渡り地域医療に貢献できる人材を育成している。近年においても、その就職状況は非常に良好であり、これらは本学に対する社会（医療分野）からのニーズの高さを示している。

一方で、少子化の影響並びに県内看護大学の増加等の影響もあり、近年では受験者数が減少傾向にある。

これらの状況や今後の人口推移等を総合的に判断し、かつ、本学のアドミッションポリシーに合致した学生確保のための入試選考に資するため、現状に即した適正規模の定員設定への転換が必要と判断、今回、定員を上記アのとおり変更し、引き続き、地域社会・地域医療に貢献できる人材の育成を推進していくものである。

### ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

#### (ア) 教育課程の変更内容

今回の定員変更(減員)に伴う教育課程に変更はなく、引き続き、建学の精神である「カトリックの愛の精神」を基盤とした教育を展開していく。

#### (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の定員変更(減員)に伴う教育方法及び履修指導方法に変更はなく、引き続き、科目担当者、チューター、各部門の連携により、適切な教育方法、履修指導を行っていく。

#### (ウ) 教員組織の変更内容

本学は大学設置基準及び保健師・看護師学校としての保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた基準を十分に満たす教員組織を構築しており、引き続き、学生教育・指導に支障がない教員組織を構築していく。

#### (エ) 施設設備の変更内容

今回の定員変更(減員)に伴う、施設設備に変更はなく、引き続き、適切な施設設備環境を学生に提供する。

## 学生確保の見通しを記載した書類

### 目次

- (1) 収容定員を変更する組織の概要……………p2
  - ①組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地)
  - ②組織の特色
  
- (2) 人材需要の社会的な動向等……………p2
  
- (3) 学生確保の見通し……………p3
  - ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
    - ア.既施設における取組とその目標
    - イ.収容定員を変更する組織における取組とその目標
    - ウ.当該組織の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込みの数
  - ②競合校の状況分析
    - ア.競合校の状況分析
    - イ.競合校の入学志願動向等
    - ウ.収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等
    - エ.学生納付金の金額設定の理由
  - ③先行事例分析(該当なし)
  - ④学生確保のためのアンケート調査(該当なし)
  
- (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由……………p8

## (1) 収容定員を変更する組織の概要

### ① 収容定員を変更する組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地)

収容定員を変更する組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地
聖マリア学院大学 看護学部看護学科	100	なし	400	福岡県久留米市津福本町 422 番地

### ② 収容定員を変更する組織の特色

本学は、看護の単科大学であり、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的としている。

## (2) 人材需要の社会的な動向等

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎え、看護職の需要は増大しており、病院・診療所等の医療機関では特に看護師の人材確保が急務の課題となっている。この状況を踏まえ、当面社会的な看護職の需要は高いまま維持されると推察される。本学の位置する筑後地区の人口は減少傾向であるが、同地区の久留米大学医学部看護学科においては、令和7年度は入学定員110名のところ130名が入学しており、一定の看護系学科への進学需要は存在すると考えられる。

### (3) 学生確保の見通し

#### ① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

##### ア 既設組織における取組とその目標

本学では、「学生募集・広報戦略委員会」を設置し、以下の取り組みを組織的に企画、実施している。

##### ■オープンキャンパス

本学では年 4 回(7・8・3 月)オープンキャンパスを実施している。

オープンキャンパスでは、大学説明の他、模擬授業や体験学習、実習着や国際看護コース展示、図書館ツアー、実習病院見学、各種相談コーナーの設置など、パンフレットやホームページでは知ることができない体験型プログラムを企画、実施している。特に実習病院見学は、聖マリア病院看護部と連携の下実施しており、臨床と教育の連動についても理解いただける企画としている。令和 6 年度のオープンキャンパス参加者は合計 242 名となっている。

また、令和 7 年度の受験者 124 名(実数)のうち 71 名が高校在籍中にオープンキャンパスに参加しており、その割合は 57.3%である。入学者に至っては、73 名中 54 名で実に 74%となっており、オープンキャンパス参加者が入学まで高い割合で繋がっていることが示されている。

##### ■進学説明会

高校生と直接接触できる場として、高校内進学説明会を中心に一部会場型説明会にも参加しており、令和 6 年度は県内外延べ 44 校、7 会場に参加している。

業者経由のものが大半となるが、高校独自での申し込みもあり、相互理解に資する貴重な機会となっている。

##### ■高校教員を対象とした学校説明会

高校教員を対象とした学校説明会を例年 6 月に実施しており、令和 6 年度は 6 月 18 日、6 月 23 日の 2 回実施した。高校の進路指導に従事している教員もしくは学級担任の教員に本学の教育の特色やアドミッション・ポリシー、入試概要の説明や施設見学などを実施することで本学への理解を深めていただく機会としている。

##### ■高校訪問

進路指導を担当する教員に対し直接コンタクトを取ることができる機会として、近隣高校を中心として教職協働にて実施している。令和 6 年度は 80 校程度をピックアップし実施した。

##### ■SNS による情報発信

Instagram、TikTok 等のメディアで公式ページを開設し、公式ホームページでのお知らせ以外に学生の日常などを発信し、認知度の向上に努めている。

#### ■広報媒体の活用

広報媒体の活用として、大学パンフレットの作成やホームページの充実化、進学ポータルサイトや進学情報誌への掲載のほか、学修管理アプリへの広告出稿やWeb DMなど、デジタルツールを利用した広報展開も積極的に行っている。

#### ■スタートアップ交流会

本学の入学手続き(一次)を行った者を対象に、入学前の不安を解消し、スムーズに大学生活に移行できるよう、任意参加で交流会を実施している。前述の理由が主であるが、入学者の歩留まり向上に寄与することも意図している。

### イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

前述のとおり、令和7年度実績で入学者において、オープンキャンパス来場者が74%(54名/73名)と高い数値を示しているため、広報活動はオープンキャンパス動員を主たる目的として実施し、参加者数増を狙う。

#### ■オープンキャンパス

実施時期等を見直し、年4回(8・9・3月)のオープンキャンパスに加え、6月に大学見学会を実施する。実施内容については、臨地実習病院である聖マリア病院との連携を深め、後の看護職キャリアまで意識し、将来の自己像を描ける内容にするとともに、看護を分野選択の候補としている高校生へ看護職への動機づけとなる内容を実施することで、将来の看護職希望者の開拓にも取り組むものである。また、参加者に対しては、リマインドも含めたフォローアップ策を実施し、受験歩留まりの向上に努めるものとする。

#### ■進学説明会

高校生と直接接触できる貴重な機会のため、本年度も高校内進学説明会を中心に可能な限り参加する。極力教職協働で行うこととし、本学の認知・志望度向上に努めるものとする。また、本学への見学も積極的に受け入れることとする。令和7年度入学生では20%強が進学説明会に参加しており、本年度は25%程度まで割合を伸ばすことを目標とする。

#### ■高校教員を対象とした学校説明会

高校教員を対象とした学校説明会を6月19日、6月24日の2回実施予定であり、昨年度20校であった参加校を25~30校程度まで増やせるよう周知に努める。

#### ■高校訪問

昨年度対象とした高等学校を基本として、教職協働で実施する。それに加え、離島卒など新たに指定校となる高校への訪問など、直接アプローチの機会を増やす。

#### ■SNSでの情報発信

Instagramを中心に高頻度投稿(1~2日に1回を目標)を行うことで、本学の認知向上に努める。また、高等学校の公式ページとの相互フォローを行うことで関係性の構築・向上に努めるものとする。

#### ■広報媒体の活用

一般的な広く認知向上を目指す媒体に加え、デジタルメディアを利用した広報を強化し、潜在層の発掘だけでなく顕在層の囲い込みを意識した策を講じ、志望度の向上を狙う。

■スタートアップ交流会

本年度も引き続き実施し、入学前の不安を取り除きスムーズに大学生活に入れるようにすることとともに、入学者の歩留まり向上を意識して実施するものである。

また、入学試験において受験機会の増大や学納金の見直しを行うことで志願者の増加に向けて取り組む

受験機会の増大については、総合型選抜を従来の1回から2回へ増やすとともに、新たに学校推薦型選抜(指定校)に「カトリック学校枠」、「離島枠」を追加し、さまざまな背景を持った進学希望者が受験しやすい制度を整える。また、年明けの一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の実施回数をそれぞれ従来の2回から3回へと増やすとともに、一部評価方法を見直すことで志願者の増加を図るものである。

学納金については、令和7年度入学生まで初年度194万円、2年次より164万円となっていた納入金を、令和8年度入学生より初年度178万円(-16万円)、2年次より152万円(-12万円)に減額することで、進学に関する経済的負担を軽減する。詳細は下記【表-1】のとおり。

【表-1】学納金の変更

[令和7年度入学生まで]

区 分	入学時納入金*	後期納入金	次年度以降納入予定額(年額)
入 学 金	300,000 円	—	—
授 業 料	550,000 円	550,000 円	1,100,000 円
実 験 実 習 費	120,000 円	120,000 円	240,000 円
施 設 設 備 費	150,000 円	150,000 円	300,000 円
合 計	1,120,000 円	820,000 円	1,640,000 円



[令和8年度入学生以降]

区 分	入学時納入金*	後期納入金	次年度以降納入予定額(年額)
入 学 金	<u>260,000 円</u>	—	—
授 業 料	<u>490,000 円</u>	<u>490,000 円</u>	<u>980,000 円</u>
教育充実費	120,000 円	120,000 円	240,000 円
施設設備費	150,000 円	150,000 円	300,000 円
合 計	<u>1,020,000 円</u>	<u>760,000 円</u>	<u>1,520,000 円</u>

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

「イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標」で述べた取組を実施することで、志願者総数を175名(令和7年度137名)確保することにより、新規入学定員の100名達成を見込んでいる。

## ②競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

福岡県筑後地区の大学であること、入学定員及び収容定員が同程度であること、同系列の学問分野があり教育内容が類似していることを踏まえて競合校を抽出した。

競合校については総合大学であるため大学全体の規模は異なり学力層にやや差があるものの、看護学科の入学定員については同数であり、双方とも鉄道駅から徒歩圏内であるとともに、臨地実習病院も隣接しているため比較対象とした。

学生納付金などの経済的観点においては、これまでは本学の方が初年度納入金について16万円程度競合校より高額であったが、本年度の学納金見直しによりその差は縮小している。本学の入学金が26万円であるのに対し、競合校は30万円と本学が4万円安い設定となっている。授業料他の納入金については、本学が152万円と競合校が148万3千円であり、競合校の方が3万7千円安い設定となっており、依然として学生納付金の差はあるが、同様の立地条件にあり、当該校の倍率も徐々に低下しているとはいえ競合校が着実に入学者を確保していることから、同地区の本学でも前述のような様々な方策を実施することで入学定員を満たすことができると考える。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の過去3年の入学志願状況(志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、入学定員充足率)は下記【表-2】に示すとおり、本学と同様令和6年度に減少が見られるが、相当数の入学志願者を集めていることがわかる。過去3年で入学者が入学定員を下回ることは一度もなく、入学定員充足率は110%弱で安定している。

このことから、筑後地区において大学での看護職養成に一定の需要があることは推察でき、前述の取組を実施することで、収容定員変更後において入学定員の確保は可能であると考えられる。

【表-2】競合校の入学志願状況

聖マリア学院大学		令和4年度	令和5年度	令和6年度
看護学部 看護学科	志願者数	202	196	146
	受験者数	180	178	127
	合格者数	165	164	127
	入学者数	99	110	62
	入学定員数	110	110	110
	入学定員充足率	90.0%	100.0%	56.4%

競合校		令和4年度	令和5年度	令和6年度
上記と同系 統の学科	志願者数	711	724	602
	受験者数	699	716	590
	合格者数	274	265	279
	入学者数	119	119	120
	入学定員数	110	110	110
	入学定員充足率	108.2%	108.2%	109.1%

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等  
競合校定員充足のため、省略。

エ 学生納付金の金額設定の理由

前述のとおり、本学看護学部看護学科では、令和8年度入学生より学生納付金の改定を予定している。入学金は30万円から26万円へ、授業料等の学納金が164万円から152万円へと減額される。この額は九州全体の平均額よりは高いものの、福岡地区、筑後地区のいくつかの大学より安い設定となっており、競合する大学とも大きく変わらない金額設定となっている（【表-3】近隣大学の学納金一覧）。

【表-3】近隣大学の学納金一覧

大学名	入学金	授業料	その他納入金	初年度納入金
聖マリア学院大学	260,000	980,000	540,000	1,780,000
久留米大学	300,000	930,000	553,000	1,783,000
福岡大学	270,000	1,040,000	496,710	1,806,710
福岡看護大学	300,000	1,100,000	400,000	1,800,000
第一薬科大学	200,000	1,000,000	538,870	1,738,870

これに加え、本学の臨地実習は隣接する聖マリア病院でそのほとんどを行うため、実習定期の購入や宿泊費用の必要がないため、実質的に費用は抑えられ、競合校との競争においても適切な設定であると考えます。

③先行事例分析

九州地区での該当がないため、省略。

④学生確保に関するアンケート調査

収容定員変更に係る学則変更のため省略。

(4)収容定員を変更する組織の定員設定の理由

本学看護学部看護学科の入学定員は、これまで医療現場における看護師需要の増大や高い看護職志望という背景により110名(収容定員440名)を設定していたが、看護師需要は一定数あるものの、本学の位置する筑後地区の人口減少や近隣の看護系学科の新設等が相次ぐ状況を勘案し、入学定員を100名(収容定員400名)に減じて変更することとしたい。

【表-4】入学者数の推移(直近5年)

入学年度	R3	R4	R5	R6	R7	平均
入学者数(人)	110	99	110	62	73	91
入学定員充足率	1.00	0.90	1.00	0.56	0.66	0.82

本学の入学者数は直近5年で上記【表-4】のとおりとなっており、100名に達していない年度も複数あるが、前述の入試の拡充などに加え、学納金の見直しを行い、受験機会の増大と経済的負担の軽減を図ることで100名の入学者確保は可能であり、入学定員の設定は妥当だと考える。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	カタノ ミツオ 片野 光男 <令和7年4月>		医学博士		聖マリア学院大学学長 <令和7年4月～令和11年4月>